



目 次

規 則	ペー	ジ
◎高知県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則	1	
◎高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則	1	
告 示		
○特定水産資源の採捕の停止の命令 (漁業管理課) (9・4 揭示)	1	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の指定の辞退の届出 (福祉指導課)	1	
○保安林の解除 (治山林道課)	1	
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の揭示 (")	1	
○公共測量の実施の通知 (3件) (用地対策課)	2	
○公共測量の終了の通知 (2件) (")	2	
公 告		
○砂利採取業務主任者試験の実施 (用地対策課)	2	
○宅地建物取引業法による聴聞 (2件) (住 宅 課)	3	
高知県公営企業局管理規程		
◎高知県工業用水道規程の一部を改正する規程	3	
◎高知県電気事業有料駐車場及び工業用水道事業有料駐車場管理規程の一部を改正する規程	3	
高知県選挙管理委員会告示		
○政治団体の届出事項の異動の届出	4	
○政治団体の解散の届出	4	
監査公表		
○定期監査の執行結果 (商工労働部高知高等技術学校ほか)	4	

規 則

高知県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年9月16日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第75号

高知県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

高知県身体障害者福祉法施行細則(平成5年高知県規則第22号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「別記第6号様式」を「別記第6号様式又は国から示された様式例に準じて知事が別に定める様式(次条において「国準拋様式」という。)」に改める。

第7条第1項中「別記第8号様式」を「別記第8号様式又は国準拋様式」に改め、同条第2項中「別記第9号様式」を「別記第9号様式又は国準拋様式」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月16日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第76号

高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和40年高知県規則第83号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「別記第30号様式」を「別記第30号様式又は国準拋様式」に改め、同条第3項中「別記第30号様式の3」を「別記第30号様式の3又は国準拋様式」に改める。

第22条中「別記第32号様式」を「国準拋様式」に改める。

第24条中「別記第30号様式の3」を「別記第30号様式の3又は国準拋様式」に改める。

別記第32号様式を次のように改める。

第32号様式 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第549号の2

くろまぐろ(30キログラム未満の小型魚に限る。以下同じ。)の漁船漁業(養殖用種苗を除く。以下同じ。)による採捕の数量が、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間別(令和7年7月1日から同年9月30日まで)の数量を超えているため、同法第33条第2項第1号の規定に基づき、令和7年9月5日から同月30日までの間、くろまぐろの漁船漁業による採捕の停止を命ずる。

令和7年9月4日(揭示済)

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第572号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第51条第1項及び生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第15条並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第51条第1項及び生活保護法施行規則第15条の規定に基づき、指定医療機関から指定の辞退について次のとおり届出があった。

令和7年9月16日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医療機関の所在地 辞退年月日
みやた 歯科 安芸郡安田町安田1653 令7・9・30

高知県告示第573号

次の保安林を解除したので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和7年9月16日

高知県知事 濱田 省司

- 解除に係る保安林の所在場所
高知市十津六丁目3529の1(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 解除の理由
公共施設用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び高知市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第574号

令和7年7月農林水産省告示第1121号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を越知町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和7年9月16日

高知県知事 濱田 省司

- 所在不明の森林所有者
 - 登記簿記載の住所
高岡郡越知町越知甲2333番地1
イ 氏名
大原 学
 - 登記簿記載の住所
高岡郡横畠村横畠北3013番地
イ 氏名
大原 範道

<p>(3)ア 登記簿記載の住所 埼玉県越谷市北越谷一丁目8番22号 イ 氏名 大原 喜老</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町横島北2457番地 イ 氏名 大原 栄男</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 大阪府八尾市末広町一丁目4番22号 イ 氏名 大原 治雄</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 高岡郡横島村横島北2403番地 イ 氏名 大原 徳弥</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町横島北2390番地 イ 氏名 大原 富次郎</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 千葉県柏市新富町一丁目2番28-105号 イ 氏名 名越 大起</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知甲1481番地2 イ 氏名 岡林 明宏</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町鎌井田清助150番地 イ 氏名 大原 重作</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 高知市鴨部二丁目14番15号 イ 氏名 中山 登</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 高岡郡横島村横島北3044番地イ イ 氏名 小田 忠</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町鎌井田清助156番地 イ 氏名 岡林 真作</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所</p>	<p>高岡郡越知町片岡1204番地3 イ 氏名 越知町明治農業協同組合</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町乙1914番地4 イ 氏名 岡林 延幸</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 高岡郡越知町横島北字テング石3778の1、字テング石ノ下3780の1、字黒森3734、字黒森下3733、字黒森神社ノ東3736、字黒森絶頂3202の2、3202の3、字山ノ神3742、3743の1から3743の3まで、3744の1、3744の2、3745、3747の1、3747の2、字上ウド3439、字西イカノウチ3438、字西ウド3781、字西ノイ子ガクボ3739の1、字西兼光3203、3205、3206、字西小越3794、3795、字中ノイ子ガクボ3740の1、3740の2、3741の1、3741の2、字東ノイ子ガクボ3775の1から3775の5まで、3775の7、3775の9、字南エダツエ3802、字南フモソラ3784、字南石スルキ3776の1、3776の4、字北エダツエ3803、3804、字北ノイ子ガクボ3737の1、字北黒松畦3441、3442、字北石スルキ3777、字脇差タヲ3729、3730、字脇差タヲ北3731の1、3731の2、3732、鎌井田清助字尻ナシ畝1204から1209まで、1211、1212、1214、1216、1217、1220、横島北字西小越3793の1</p> <p>(2) 保安林として指定された目的 水源の涵養</p> <p>(3) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第575号 農林水産省中国四国農政局高知南国農地整備事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和7年8月21日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和7年9月16日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量（用地測量）</p> <p>2 作業期間 令和7年8月7日から令和8年2月28日まで</p> <p>3 作業地域 南国市片山地内</p> <p>高知県告示第576号 高知県土木部安芸土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和7年8月28日に受けたので、測量法（昭和24</p>	<p>年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和7年9月16日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量（基準点測量）</p> <p>2 作業期間 令和7年8月29日から令和8年1月10日まで</p> <p>3 作業地域 安芸市奈比賀地区</p> <p>高知県告示第577号 農林水産省中国四国農政局高知南国農地整備事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和7年8月28日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和7年9月16日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量（現地測量、4級基準点測量）</p> <p>2 作業期間 令和7年9月1日から令和8年2月14日まで</p> <p>3 作業地域 南国市内</p> <p>高知県告示第578号 国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から令和6年10月高知県告示第563号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和7年4月30日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和7年9月16日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>高知県告示第579号 国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から令和7年6月高知県告示第458号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和7年8月7日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和7年9月16日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>----- 公 告 -----</p> <p>砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定に基づく砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。 令和7年9月16日</p>
--	---	--

高知県知事 濱田 省司

- 1 試験の日時及び場所
令和7年11月14日(金)午前10時から正午まで
高知市丸ノ内二丁目1番10号 高知城ホール 2階 会議室
- 2 試験の方法及び科目
次に掲げる科目について筆記試験を行う。
(1) 砂利の採取に関する法令
(2) 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)
- 3 受験資格
資格は、問わない。
- 4 提出書類
(1) 受験願書1通
(2) 写真(手札形とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)1枚
- 5 受験手数料
8,000円(高知県収入証紙を受験願書に貼り付けること。)
- 6 受験願書の配布場所及び請求先
高知県庁本庁舎1階募集要項コーナー及び高知県庁北庁舎2階高知県土木部用地対策課並びに同課のホームページ(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170000/170301/>)で配布する。
なお、郵送により請求する場合は、封筒に「受験願書請求」と記載の上、宛先を明記して110円切手を貼った返信用封筒を同封すること。
- 7 受験願書の受付期間及び提出先
(1) 受付期間
令和7年10月7日(火)から同月24日(金)までの間(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(郵送による場合は、令和7年10月24日付けの消印のあるものまで受け付ける。)
(2) 提出先
高知市丸ノ内二丁目4番1号 高知県土木部用地対策課
- 8 合格者の発表
(1) 令和7年11月28日(金)から同年12月5日(金)までの間、高知県庁本庁舎1階の掲示板及び高知県土木部用地対策課のホームページ(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170000/170301/>)に掲示する。
(2) 合格者本人には、合格証を送付する。
- 9 その他の注意事項
(1) 受験願書を郵送する場合は、封筒に「受験願書在中」と朱書きし、書留郵便とすること。
(2) 詳細については、高知県土木部用地対策課に問い合わせ

ること。

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開により聴聞を行う。

令和7年9月16日

高知県知事 濱田 省司

- 1 聴聞の期日
令和7年9月26日(金)午前10時30分
- 2 聴聞の場所
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁本庁舎 7階会議室
- 3 聴聞を受ける者
(1) 商号又は名称
株式会社リアライズ
(2) 代表者の氏名
山崎 貴修
(3) 主たる事務所の所在地
高知市介良字山ノ後乙1136番地1
(4) 免許証番号
高知県知事(1)第2943号
(5) 免許年月日
令和2年5月31日

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開により聴聞を行う。

令和7年9月16日

高知県知事 濱田 省司

- 1 聴聞の期日
令和7年9月26日(金)午前11時30分
- 2 聴聞の場所
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁本庁舎 7階会議室
- 3 聴聞を受ける者
(1) 氏名
高橋 克樹
(2) 登録番号
高知県知事第4889号
(3) 登録年月日
令和4年3月18日

公営企業局管理規程

高知県工業用水道規程の一部を改正する規程を次のように定め

る。

令和7年9月16日

高知県公営企業局長 澤田 昌宏

高知県公営企業局管理規程第8号

高知県工業用水道規程の一部を改正する規程

高知県工業用水道規程(昭和41年高知県企業局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

別表に備考として次のように加える。

- 備考 1 水量メーターの型式については、管理者が特に認めたときは、ベンチュリー式とすることができる。
2 記録装置については、管理者が特に認めたときは、電磁的方法により記録することができる。

別記第1号様式中「㊟」を削る。

別記第2号様式中「㊞」を削る。

別記第3号様式中「㊟」を削る。

別記第4号様式中「㊞」を削る。

別記第5号様式中「㊟」を削る。

別記第6号様式中「㊞」を削る。

別記第7号様式中「㊞」を削り、「A×5/100」を「A×消費税率」に、「C×105/100」を「C×消費税率」に改める。

別記第8号様式中「㊞」を削り、「A×5/100」を「A×消費税率」に、「C×105/100」を「C×消費税率」に改める。

別記第9号様式中「㊟」を削る。

附 則

この規程は、令和7年9月16日から施行する。

高知県電気事業有料駐車場及び工業用水道事業有料駐車場管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年9月16日

高知県公営企業局長 澤田 昌宏

高知県公営企業局管理規程第9号

高知県電気事業有料駐車場及び工業用水道事業有料駐車場管理規程の一部を改正する規程

高知県電気事業有料駐車場及び工業用水道事業有料駐車場管理規程(平成12年高知県企業局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊟」を削る。

別記第2号様式中「㊞」を削る。

別記第3号様式から別記第5号様式までの規定中「㊟」を削る。

別記第6号様式中「㊞」を削る。

附 則

この規程は、令和7年9月16日から施行する。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第67号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和7年9月16日

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称 （代表者の氏名）	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	斉藤光後援会 （齋藤 光）	異動なし	異動なし	高岡郡佐川町甲 790-4	令7 ・7 ・7
新				高岡郡佐川町乙 2251-21	
旧	安岡良仁後援会 （安岡 良仁）	辻 弘道	廣井 忠司	安芸郡東洋町大字河内50-1	令7 ・7 ・29
新		安岡 良仁	安岡 良仁	安芸郡東洋町大字野根丙1888	
旧	高知県社会保険労務士政治連盟 （佐々木 泰介）	大崎 悠司	異動なし	異動なし	令7 ・6 ・13
新		佐々木 泰介			

高知県選挙管理委員会告示第68号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

令和7年9月16日

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司
 その他の政治団体

名称	代表者の氏名	解散年月日
税理士による山本有二後援会	坂本 伸廣	令7・7・1

監 査 公 表

監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和7年9月16日

高知県監査委員 土森 正一
 同 上治 堂司
 同 奥村 陽子
 同 五百藏 誠一

定期監査結果報告（令和7年度第1回）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、高知県監査委員監査基準（令和2年高知県監査公表第7号）に準拠し監査を実施したので、定期監査の結果を下記のとおり報告する。

記

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査のうち同条第4項の定期監査

2 監査の対象

監査対象機関227機関（出先機関121機関を含む。）のうち出先機関44機関（別表1のとおり）

3 監査の着眼点（評価項目）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかとした。

4 監査の実施内容

令和6年度の業務を対象とし、監査対象機関から提出された関係書類を照合するとともに、関係職員から説明を聴取する等の方法により、監査委員による監査及び事務局職員による監査を実施した。

第2 監査の結果及び意見

前記のとおり監査を実施した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

実施機関別には是正又は改善を要する事務として、指摘事項及び注意事項としたものは、別表2のとおりであり、事務区分別では、別表3のとおりである。

なお、是正又は改善を要する事務のうち指摘事項としたものは、次のとおりである。

1 指摘事項

(1) 商工労働部高知高等技術学校

令和6年度廃塗料収集運搬・処分委託契約のうち、処分委託業務において、契約の相手方から見積権限の委任を受ける前の事業者が作成した見積書に基づいて契約を締結していた。

これは、普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為は、法令の定めるところに従い、これをしなければならぬと定めた、地方自治法第232条の3の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(2) 公営企業局幡多けんみん病院

物品購入に係る変更契約書において、所属が保管する

当該契約書に契約担当者の押印漏れがあった。

これは、契約担当者は、契約者を決定したときは、遅滞なく契約書を作成し、契約者とともに、これに記名押印しなければならないと定めた、高知県公営企業局契約規程（昭和41年高知県企業局管理規程第5号）第20条第1項の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

2 意見

今回監査を実施した出先の44機関のうち15機関において、是正又は改善を要する不適切な事務処理が23件認められた。前年度と比較すると、機関数は4機関、件数は9件、それぞれ増加している。

また、前年度と比較して件数が減少したのは7機関、増加したのは12機関で、増減がなかったのは3機関、2年連続で適正に事務が行われていたのは22機関となっている。

事務処理の誤りの多くは、担当者の会計事務に対する確認不足及び知識不足であり、決裁の過程で上司がその誤りを是正できていないことに起因している。

事務処理に当たっては、担当者は、その根拠を自ら確認し行うとともに、管理職員も十分に注意して決裁等の事務を行われたい。

別表1（監査対象機関）

機関名	
知事部局	危機管理部
	消防学校
	危機管理部 1機関
	健康政策部
	安芸福祉保健所
	中央西福祉保健所
	須崎福祉保健所
	幡多福祉保健所
	衛生環境研究所
	幡多看護専門学校
食肉衛生検査所	
健康政策部 7機関	
子ども・福祉政策部	精神保健福祉センター
	希望が丘学園
	幡多児童相談所
	女性相談支援センター
	子ども・福祉政策部 4機関
文化生活部	消費生活センター
	文化生活部 1機関
商工労働部	紙産業技術センター
	高知高等技術学校
	商工労働部 2機関
農業振興部	安芸農業振興センター
	中央西農業振興センター
	須崎農業振興センター
	幡多農業振興センター
	農業技術センター
	農業技術センター果樹試験場
	農業技術センター茶業試験場
	畜産試験場
	中央家畜保健衛生所
	西部家畜保健衛生所
	農業振興部 10機関

機関名	
知事部局	林業振興・環境部
	嶺北林業振興事務所
	中央西林業事務所
	須崎林業事務所
林業振興・環境部 3機関	
水産振興部	水産試験場
	水産振興部 1機関
公営企業局	公営企業局
	あき総合病院
	幡多けんみん病院
公営企業局 2機関	
教育委員会	教育委員会
	教育センター
	中部教育事務所
	西部教育事務所
	青少年センター
	心の教育センター
	春野高等学校
	窪川高等学校
	宿毛工業高等学校
	盲学校
	高知ろう学校
高知若草特別支援学校	
教育委員会 11機関	
警察本部	警察本部
	須崎警察署
	窪川警察署
	警察本部 2機関
合計 44機関	

別表2(実施機関別の指摘事項及び注意事項)

機関名	事務区分 () : 指摘事項の件数で内数								参考	
	共通	収入事務	支出事務	契約事務	補助金の交付に関する事務	財産・物品等管理事務	土木・建築工事に関する事務	計	令和6年度	増減
知事官庁										
危機管理部										
消防学校										
健康政策部				1				1	3	△2
安芸福祉保健所										
中央西福祉保健所								1		△1
須崎福祉保健所								1		△1
幡多福祉保健所										
衛生環境研究所										
幡多看護専門学校				1				1	1	
食肉衛生検査所										
子ども・福祉政策部	1		3					4	3	1
精神保健福祉センター			2					2	1	1
希望が丘学園	1		1					2	2	
幡多児童相談所										
女性相談支援センター										
文化生活部			1					1		1
消費生活センター			1					1		1
商工労働部	1			1(1)				2(1)		2(1)
紙産業技術センター	1							1		1
高知高等技術学校				1(1)				1(1)		1(1)
農業振興部			1	1				2	5	△3
安芸農業振興センター										
中央西農業振興センター			1					1		1
須崎農業振興センター										
幡多農業振興センター								1		△1
農業技術センター				1				1		1
農業技術センター果樹試験場									3	△3
農業技術センター茶業試験場										
畜産試験場										
中央家畜保健衛生所								1		△1
西部家畜保健衛生所										
林業振興・環境部			1					1	2	△1
嶺北林業振興事務所			1					1		1
中央西林業事務所									1	△1
須崎林業事務所								1		△1
水産振興部										
水産試験場										

() : 指摘事項の件数で内数

機関名	事務区分								参考	
	共通	収入事務	支出事務	契約事務	補助金の交付に関する事務	財産・物品等管理事務	土木・建築工事に関する事務	計	令和6年度	増減
公営企業局	1		1	5(1)				7(1)		7(1)
あき総合病院	1			2				3		3
幡多けんみん病院			1	3(1)				4(1)		4(1)
教育委員会		1	2	1		1		5	1	4
教育センター		1	1					2		2
中部教育事務所										
西部教育事務所			1					1		1
青少年センター										
心の教育センター										
春野高等学校										
窪川高等学校				1				1	1	
宿毛工業高等学校										
盲学校										
高知ろう学校						1		1		1
高知若草特別支援学校										
警察本部										
須崎警察署										
窪川警察署										
計	3	1	9	9(2)	0	1	0	23(2)	14	9(2)

別表3 (事務区分別の指摘事項及び注意事項)

事務区分	指摘事項	注意事項	合計		主な事例
	件数	件数	件数	割合(%)	
共通	0	3	3	13.0	・支払証の亡失 ・決裁の未実施 等
収入事務	0	1	1	4.3	・使用料の誤徴収
支出事務	0	9	9	39.1	・支払証発行管理簿の押印誤り ・ETCカードのマイレージポイントの失効 ・経費支出伺の変更の遅延 ・支出命令日の誤り 等
契約事務	2	7	9	39.1	・契約担当者の契約書への押印漏れ ・検認の表示なし ・予定価格調書における端数処理の誤り ・請書の書式の誤り 等
補助金の交付に関する事務	0	0	0	—	
財産・物品等管理事務	0	1	1	4.3	・公有財産の異動報告漏れ
土木・建築工事に関する事務	0	0	0	—	
計	2	21	23	100.0	
参考(令和6年度)	0	14	14	—	

備考 各事務区分の割合は、小数点以下第2位を四捨五入している。